

事務連絡
令和2年5月7日

各地方整備局企画部 総括技術検査官 殿
工事品質調整官 殿
北海道開発局事業振興部 工事評価管理官 殿
沖縄総合事務局開発建設部 総括技術検査指導官 殿

大臣官房技術調査課
工事監視官

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
請負工事成績評定要領の弾力的な取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた国土交通省直轄事業の対応については、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年5月7日、国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号）により通知されているところであるが、別紙の「2.（4）成績評定における取組」については、下記の通りに運用することとする。

記

1. 請負工事成績評定要領の別紙－1③考査項目別運用表のⅢ. 安全対策

評価項目の内、「災害防止協議会等を1回／月以上行っている」「安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している」については、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として関係者を集めて協議会や訓練（以下、協議会等）を実施することが適正ではないと判断される場合は、協議会等の実施時期の調整や参加者を分割して協議会等を実施した場合等においても、成績評定で評価できるものとする。

2. その他

上記以外の項目で、請負工事成績評定要領の弾力的な取り扱いを行う必要がある場合には、大臣官房技術調査課工事監視官まで、適宜、相談されたい。

以上